

令和5年8月28日

日向市長 十屋 幸平 殿

日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書

日向市浜町3丁目29番地

申立人 黒木 紹光

電話 (95) 0002

憲法第16条に基づき、以下の通り申立てます。

第1 申立の趣旨

令和5年6月13日付「請願書」の通り、日向市総合体育館建設について、仮に現行計画通りに推進した場合、日向市民に多大な損害を与えるだけではなく、極めて大きなトラブルを避けることができません。

それらを避けるためには、計画を一時停止し、改めて日向市民の総意を確認する必要があります。

したがって、計画を一時停止し、令和6年3月日向市長選挙で、日向市民にその是非を問い、日向市民の総意を確認して頂くようお願い申し上げます。

第2 申立の理由

令和5年8月18日、「日向市総合体育館整備事業に係る設計施工者選定審査結果報告書」が日向市ホームページに公開されました。そうすると、貴殿は、現計画を中止もしくは停止することなく、今第4回日向市議会定例会において日向市総合体育館整備事業に係る設計施工本契約の議決を図り、計画を推進するものと考えられます。

これは、令和5年6月13日付「請願書」に記載の通り、最悪のシナリオです。最悪のシナリオとは、日向市は莫大な損失を抱え込み、日向市民、日向市議会、貴殿の三者間に修復できない溝を築きます。

これを避ける方法はたったひとつ、日向市民の総意を確認することです。その場合、住民投票という手段がありますが、図らずも、7か月後には日向市長選挙が実施されます。そうであれば、日向市長選挙で、合わせて日向市総合体育館建設計画の是非を問い、日向市民の選択に従うべきです。つまり、貴殿が

選挙に勝てば改めて計画を推進すればいいことです。逆に、反対派が勝てば、計画は中止となります。

結論として、本計画推進を7か月間停止してください。それが、今日向市民と民主主義を守る唯一の方法です。日向市民と民主主義を犠牲にしてまで、7か月間待たずに本計画を推進する必要性及び合理的理由はありません。

もし万が一、貴殿が、7か月間待たずに本計画を推進するなら、その場合に招くトラブルの全責任は貴殿にあることを了知してください。

尚、前回令和5年6月13日付「請願書」に対して、貴殿からの回答がございませんでした。日向市民の命運がかかった本件の重要性を鑑みれば、市長である貴殿が無回答という無責任な対応を取ることは極めて遺憾です。本上申書に対して、14日以内に文書にて回答頂ける様お願い申し上げます。

以上